

仕様書

以下の2つの消費者啓発物品を作成することとする。

1 ボールペン

(1)数量：400個

(2)規格等

○本体の色：名入れ部分とグリップ部分の色が分かれているもの

○サイズ：最大径11.3mm程度、全長143mm程度

○ノック式

○名入れ：1か所(本体側面)

・本体側面：フルカラー

名入れスペース(側面：W40×H6mm程度)

デザインイメージ図を基に名入れ

○校正：2回

【参考品】

・商品名：油性ボールペン

・メーカー品番：PILOT BAB-15FTBP-WBA

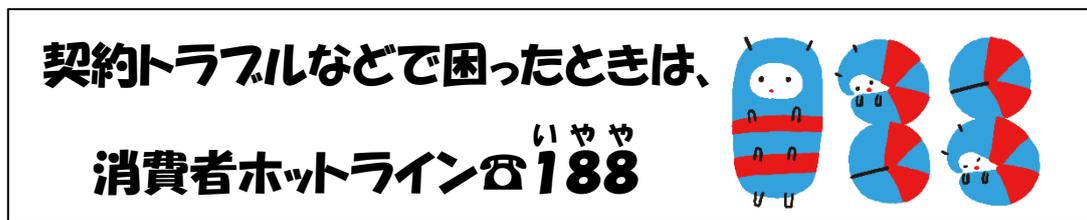
※見積書にメーカー品番の記載をお願いします。

(3)納期：令和7年3月19日(水)

(4)納入先：三重県津市栄町1丁目954番地 三重県栄町庁舎3階

三重県環境生活部くらし・交通安全課 消費生活センター班

イメージ図



2 手さげ付きクリアファイル

(手さげとして使え、切り取ってクリアファイルとして使用できるもの。)

(1)数量：300部

(2)規格等

○サイズ：A4用(240mm×360mm程度)

○素材：PP(0.2mm厚)

○色：クリーム色(透明で中に入れたものが見えるもの)

○校正：2回

(3)納期：令和7年3月19日(水)

(4)納入先：三重県津市栄町1丁目954番地 三重県栄町庁舎3階
三重県環境生活部くらし・交通安全課 消費生活センター班

【ファイル名入れイメージ図】

- ・裏面は無地
- ・イラストデータは受託後、落札者に提供します。



未来がミエる エシカル消費

今日からやってみよう!

「エシカル消費」とは、環境・人や社会・地域に配慮した消費活動のこと。よりよい未来のために、消費を「えらぶ」取り組みです。毎日の暮らしの中で、できることから始めてみましょう。



環境のために

- マイボトルを利用する
- 食品ロスを減らす
- ゴミの分別を徹底する



人や社会のために

- フェアトレード認証商品を選ぶ
- 障がい者支援につながる商品を選ぶ
- 売上金の一部が寄付につながる商品を購入する



地域のために

- 地域でとれた生産物を購入する
- 伝統工芸品を購入する
- 消費で被災地を応援

三重県消費生活センター

【三重県会計規則に規定する契約相手方の負担に係る事項】

- (1) 契約締結権者（三重県知事）は、三重県会計規則（以下、「規則」という）第80条第1項各号及び第2項に該当すると認められる場合は、契約の全部又は一部を解除することができるものとする。
- (2) 契約締結権者は、受注者が履行期限内にその義務を履行しないときは、規則第81条に基づき、同条第1項各号に該当する場合を除き、違約金を徴収します。
- (3) 契約締結権者は、受注者の責に帰する理由により契約を解除した場合、規則第82条に基づき、違約金を徴収する。
- (4) その他仕様書に記載がない事項については、規則の定めるところによる。
※規則については下記の URL からご参照ください。
https://en3-jg.dl-law.com/mie-ken/dlw_reiki/reiki.html
(「三重県法規集データベース」内「五十音検索」内「か」よりお選びください)

【暴力団等排除措置要綱による契約の解除】

契約締結権者は、受注者が「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第3条又は第4条の規定により、「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止措置を受けたときは、契約を解除することができるものとする。

【不当介入に係る通報等の義務及び義務を怠った場合の措置】

- (1) 受注者が契約の履行にあたって、「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」に規定する暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。
 - ア 断固として不当介入を拒否すること。
 - イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。
 - ウ 発注所属に報告すること。
 - エ 契約の履行において、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたときことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、発注所属と協議を行うこと。
- (2) 契約締結権者は、受注者が（1）イ又はウの義務を怠ったときは、「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第7条の規定により「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止等の措置を講じる。

【その他】

仕様に定めのない事項については、県担当課と協議の上、決定する。